

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象団体
企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）
- 2 監査実施日
令和元年9月24日
- 3 監査結果の公表日
令和元年10月24日（平塚市監査委員公表第15号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められたが、出納その他の事務の執行について、臨時売店販売手数料の収入事務において、収入確認が十分でなかったため、請求した額より過大に納付されていたので、確認する際には複数人で確認する体制の構築に努められたい。	(1) 臨時売店販売手数料の収入事務について、複数人による確認と合わせて、パソコンによる確認表を作成し確認体制を構築した旨、(公財)平塚市まちづくり財団スポーツ事業課長より11月15日付で報告を受領しました。

以 上